

(仮称) 幕張アリーナ運営等事業 実施方針に対する質問への回答

No.	該当ページ	該当項目	ご質問	回答
1	10	イ 提案者の要件	設立する会社は特別目的会社ではなく、通常の株式会社を予定しておりますが、問題ないでしょうか。	提案者によって設立される予定の運営子会社は、特別目的会社ではないことも認めます。